

(市単) 市有林造林事業業務委託 仕様書

第1章 委託場所

第1条

勝山市 170 字奥山 地係
(雁が原スキー場跡地)

第2章 材料

第2条 納入材料

1. 納入材料

- (1) 樹木は、根回しをした栽培品で、樹形の整った生育良好なものとし、傷、枝折れ及び病虫害のないものでなければならない。
- (2) 株物は、根拵えした栽培品で生育良好のものとし、病虫害のないものでなければならない。
- (3) 根鉢は根の発育状態に応じて、所定の大きさに根株を掘上げ、鉢土をつけ、縄、わら、その他資材（有機質材料）等で、堅固に根巻きをしたもの、もしくは、コンテナ（何らかの容器）付でなければならない。
- (4) 落葉樹等で、根鉢つきを要しないものについては、所定の大きさに根株を掘上げ、根部はぬれこも等で、乾燥しないように被覆したものでなければならない。
- (5) 樹高、幹周、枝張において、特に示す場合のほか、寸法は最低限度を示すものとする。

2. 樹木寸法

(1) 樹木材料

樹木寸法は原則として枝葉を剪除し活着可能な状態で採寸するものとする。ただし、植栽適期外若しくは栽培品でないもの等で監督職員が承諾した場合にはこの限りではない。

樹木の寸法方法は次による。

①. 中木

樹高・・・地際より樹冠の頂端までとし c m で示す。徒長枝は含まない。主幹の明瞭なものは主幹軸先端の芽までとする。

葉張り・・・樹冠の水平二方向の平均値を示すものとする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。徒長枝は含まない。

株立ち・・・株立ちが指定された場合は、指定以上の分幹本数を有する株立ち物でなければならない。なおその場合の幹周は地際から 120cm の部位の各分幹周総和の 70% の寸法とする。

(2) 樹木規格

- ①. 樹木規格は設計図書によるものとする。ただし植栽時期が適期外等の理由により強剪定を要し指定規格に満たない場合で監督職員が承諾した場合はこの限りではない。
- ②. 根鉢規格を幹周に合わせて決定する。落葉樹で監督職員の承認を得た場合は振り根としてもよい。また、中木の場合、幹回り 9 cm 以下の場合は皿鉢としてよい。

■中木用根鉢規格表

幹 周	鉢 径 cm	鉢 高 cm
45 未満 cm	18.0(11.0)	13.0(9.0)
45 以上～ 60 "	20.0(12.0)	15.0(10.0)
60 " ～ 75 "	21.0(14.0)	16.0(11.0)
75 " ～ 90 "	23.0(17.0)	16.0(14.0)
90 " ～120 "	24.0(17.0)	18.0(14.0)
120 " ～150 "	26.0(17.0)	19.0(20.0)
150 " ～200 "	30.0(23.0)	22.0(23.0)
200 " ～250 "	34.0	25.0
250 "	38.0	28.0

() はポット栽培の場合

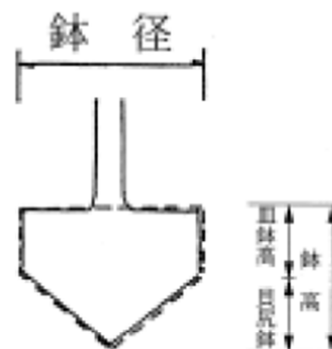
。鉢の形と種類



皿 鉢



並 鉢



貝尻鉢

(3) 現場検収

植栽材料は工事現場に持ち込んだ後、植付ける前に監督職員による現場検収を受けなければならない。その合否基準は下記の標準とする。

検収項目	細目	内容	合否基準
樹木地上部	規格寸法 (中木)	樹高	1. 指定寸法以上で、各樹木間の変動幅は指定寸法の 15%以内とする。
		葉張り	1. 指定寸法以上で、各樹木間の変動幅は指定寸法の 20%以内とする。

	樹種	樹種・品種・変種	1. 指定された樹種、変種又は品種とする。 2. 指定樹種がいくつかの変種や品種を含む総称である場合は、特に指定がなければ一変種、一品種にすること。
	樹姿	枝の配置	1. 樹木本来の基本樹形であり、垂直面で枝が、均衡なものであること。また不必要に剪定されたものでないこと。
		幹の通直性	1. 主幹が地際まで通直で単幹であるもの。(ただし、株立ちは通直性含まない。) 2. 円錐形樹形樹木は芯が切られていないこと。
	枝葉	葉色密度	1. 葉色が健全で、葉色が黄色の強いものでないこと。
		剪定痕	1. 切断された枝の切口が深く腐朽していないこと。
		樹皮	1. 部分的な枯死が幹周の 1/4 以下であること。 2. 移植運搬の際のワイヤー吊り傷のないこと。
	病虫害等	病虫害の発生	1. 褐色斑点、黄色斑点、縮葉などの病徴及び穿孔、虫痕、ミノガ、カイガラムシ等がついていないこと。
	樹木地下部	鉢	大きさ
切り口			1. 細根が切口から発生し、ゆ傷組織が発達していること。
鉢巻き			1. 縄巻きが完全で鉢がこわれたり、鉢土が崩落していないこと
鉢型			1. 中木の深根性樹木は貝尻鉢、浅根性樹木は並鉢であること。
振り根		根の配置	1. 落葉樹の振り根の配置は、地上部に対して十分根が発達していること。

3. 支柱材料等

支柱材料等は、下記の基準とする。

材料	規格と合否基準
丸太	1. 杉・檜丸太は末口径 6cm とし、割れがなく、通直完満、節の高くないものとする。クレオソート加圧注入またはクレオソート等防腐処理の施してあるもので、取付け後新しい切口が出れば同様の防腐剤塗布処理を行うものとする。ただし横木高 120cm では末口径 6cm とする。
鉄線	1. 亜鉛引鉄線は、錆のない良品を用いること。
竹材	1. マダケは中央径 4 cm 以上で 2 年生以上を用い、使用に当たっては節止めとする。変色した古材でないこと。
杉皮	1. 杉皮は大節・穴・割れ・腐れ等がなく、緊縛りに耐える強度を持ち、損傷及び変色した古材でないこと。
竹ぐし	1. 竹ぐしはモウソウ竹・マダケの新鮮な太い竹を割り調整したものであること。
縄	1. シュロ縄は径 3 mm 以上、ワラ縄は径 6 ～ 9 mm でねじり合せ、均等で十分な引張り強度であること。
釘	1. 錆のない真直で所定の寸法をもつものであること。
コモ	1. 16 通り編みの新鮮なものを用いる。

4. 肥料、土壌改良剤農薬

(1) 肥料

肥料は植栽育成のため土壌または葉面に施用するもので次の規定に合致しなければならない。

①. たい肥類

有機質素材がよく腐散し、植物の育成上有害ながれき、ビニール等を含まないこと。

②. 有機質肥料

油かす、魚粉、鶏ふんなどそれぞれ良質の素材で肥料成分の損失がないようにつくられたもので、有害物その他が混入していない乾燥したものであること。

③. 化成肥料

粒状・固形・結晶などそれぞれの形状を有し、夾雑物の混入していないこと。

それぞれ指定の肥料成分を有し、変質していないこと。

④. 品質規格標示

それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標または商品名・種類（成分表）・製造年月日・製造業者名・容量等の明示があること。

(2) 土壌改良剤

粒状・粉状・液状などそれぞれの形状を有し、夾雑物の混入がなく、変質していない

ものでなければならない。

(3) 農薬

農薬は、病虫害・雑草などの防除ならびに植物の生活機能の増進または抑制、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、次の規定に合致しなければならない。

- ①. 農薬は、粉剤・液剤・粒剤などで、それぞれの成分は農林水産大臣指定の規格を有し、農薬取締法第2条による農林水産大臣の登録を受けたものであること。
- ②. それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので、変質がなく商標または商品名・種類（成分表）・製造業者名・容量・有効期限が明示されていること。

第3章 植栽工事

第3条 植付け

1. 中木植付け

- ①. 中木の植穴は植穴規格表による。
- ②. 植込みにあたっては、植栽地をていねいに耕うんし、小石、雑草根、堅密な土壌は取り除かなければならない。
- ③. 埋込みは、原則として土極めとするが、この場合、少量ずつの土を棒で充分突き固めながら隙間のできないように徐々に施工し、完全に覆土した後、冬期を除き水鉢切りしなければならない。
- ④. 突込み植、鳥足植にならぬよう丁寧に植付けなければならない。
- ⑤. 各種の花色を有する中木は、監督職員と協議して、その配色を考慮して植付けなければならない。
- ⑥. 各樹木の大きさ、葉張りの不ぞろいは植付け技術で修正しなければならない。
- ⑦. 特に指定がなくても、樹種、植栽時期等を考慮し、必要に応じ、幹巻を施さなければならない。
- ⑧. 樹木の配置は、別途発注者と協議する。

■植穴規格表（中木）

樹高 (cm)	45 未満	45 以上 60 未満	60 以上 75 未満	75 以上 90 未満	90 以上 120 未満	120 以上 150 未満	150 以上 200 未満	200 以上 250 未満	250 以上
植穴径 cm	22.0	29.0	32.0	35.0	40.0	44.0	55.0	66.0	76.0
植穴深さ cm	28.0	30.0	30.0	31.0	33.0	34.0	37.0	40.0	43.0
堀取量 m ³	0.0011	0.019	0.025	0.031	0.041	0.052	0.088	0.135	0.197

第4条 施肥

1. 施肥方法

施肥方法は次表によるものとする。なお所定量を塊状にして一ヶ所に集中施肥しないよう充分留意しなければならない。

■施肥方法

対象	方法
客土の肥料が極端に少なく、かつ肥料が遅効性である場合及び芝、地被に使用する場合。 (芝、地被は客土に混入する。)	埋戻し土壌に混入する方法。
幹周 30 cm 以上の高木に遅効性の発熱しない肥料を置く場合。	植穴の底部に客土と混ぜておき、上に埋戻し土をかぶせ、根鉢を置く方法。
幹周 30 cm 以下の中木、寄植えなどの場合。	植付後、地表（鉢表面を除く植穴表面に）を耕うんし、肥料を客土と混ぜる方法。
幹周 30 cm 以下の中木、寄植えなどの場合。	地表にばらまき又はパイルを打ち込む方法。

第5条 支柱

1. 結束

- ①. 樹木と支柱の結束には必ず杉皮をあてて樹幹を保護しシュロ縄（3 mm 以上）割掛とする。

2. 施工

- ①. 支柱の施工は植付け直後に行わなければならない。やむを得ず植付け直後に施工できない場合は、仮支柱を設け、できるだけ早く本支柱にかえなければならない。

第6条 整姿・剪定

1. 一般

- ①. 中木については懷枝・徒長枝・過密な枝の枝抜きを行う。原則としてブツ切りは行わないものとする。
- ②. 過剰な蒸散を防止するため、葉量の多すぎる部分は切りすかすか、枝を間引くものとする。
- ③. 通行障害となる枝、枯死枝、衰弱枝は剪除するものとする。
- ④. 全体の樹木のそろい具合を見て、樹高、枝張り、枝下について不ぞろいになっているものがあれば整枝剪定を行ない、切り口は防腐処理を行わなければならない。

第4章 養生

第7条 養生

1. 養生方法は、下記を標準とする。

項目	作業方法
灌水	灌水は、植付け後2週間及び無降雨が1か月以上続き樹木枯死のある場合に行うものとする。 灌水量は灌水期間の始めに $30\sim 50\text{ l/m}^3$ を与え、後1日当たり $10\sim 14\text{ l/m}^3$ を標準とする。 水鉢をつくり、水鉢内に所定量を2回に分けて灌水する。
蒸発抑制	蒸散抑制剤は植栽後直ちに搬入樹木に散布するものとする。 蒸散抑制剤は規定の濃度を動力噴霧器を使用して葉の表面にむらなく散布するものとする。
枝葉剪除	養生のための枝葉剪除は植栽時とその後乾燥のおそれがある場合に行うものとする。 植栽時は枝を間引く剪定とし、美観、樹形を考慮して行う。再度行う場合は葉の込んでいるところ、樹冠の凸部について葉の間引くものとする。

第5章 枯保証

第8条 枯れ木保証

1. 植栽樹木が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または樹姿不良（枯死が樹冠部の三分の二以上になった場合、及び真直な主幹をもつ樹木については、樹高の三分の二以上の主幹が枯れた状態）となった場合には、請負者は、当初植栽した樹木と同等またはそれ以上の規格のものに植え替えしなければならない。
2. 植替え時期については、監督員と協議し、施工しなければならない。